

北部大阪都市計画北春日丘二丁目地区地区計画

1. 地区計画の方針

名 称	北春日丘二丁目地区地区計画	
位 置	茨木市北春日丘二丁目地内	
面 積	約0.8ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 び 関 連 す る 方 針	地区計画の目標	<p>当地区は、茨木市の中心市街地の西約2kmに位置し、松沢池北側に位置した丘陵地にあり、古くからの低層住宅地として良好な住環境が形成されている地域にある。</p> <p>このような周辺状況下で、市街地開発が計画されている当該地において、地区計画により、地区施設の適正な配置と建築物等の規制・誘導を行い、ゆとりとうるおいのある低層住宅地の形成を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>地区全体を、良好な低層住宅地として計画的な開発を誘導し、周辺の住宅地と調和したゆとりのある地域の形成を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区内の交通の円滑な処理と低層住宅地としての土地利用の骨格となる道路を、周辺の既存道路との連絡も考慮して配置する。また、地区住民の憩いの場、コミュニティ拠点として公園を配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>1. 建築物の用途、規模などの制限を行うことにより、良好な居住環境の形成を図る。</p> <p>2. 垣、さくの構造等の制限により、個性的で、緑豊かな街区景観の維持・向上を図る。</p>

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」

2. 地区整備計画

地区 整備 計画 等 に 関 す る 事 項	地区施設の配置及び規模	<p>1. 道路</p> <p>1号 幅員 6.0m 延長 約 260m</p> <p>2号 幅員 7.7m 延長 約 17m</p> <p>2. 歩行者専用道路</p> <p>1号 幅員 2.5m 延長 約 15m</p> <p>3. 公園 面積 約 250㎡</p>
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(2) 前号に附属する自動車車庫</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル
	建築物の高さの最高限度	9メートル、ただし軒高は7メートルとする。
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）から敷地境界線までの距離の最低限度は0.5メートルとする。</p> <p>ただし、次に掲げるもので、周囲の環境と調和したものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 建築基準法施行令第135条の21に掲げるもの</p> <p>(2) 建築物と一体の構造をなす、屋根を有しない外壁等であつて、外壁の後退距離に満たない距離にある部分の中心線の長さの合計が5メートル以下のもの</p> <p>(3) 自動車車庫</p>
垣またはさくの構造の制限	<p>地区施設道路1号に面する垣又はさくは、生垣、ネットフェンス等、開放性の高いものとし、敷地外周部は緑化に努めるものとする。</p> <p>ただし、次に掲げるものについてはこの限りでない。</p> <p>(1) 高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(2) 門又は門と一体の構造物で、道路に面する長さの合計が、外壁等を含み5メートル以下のもの</p>	

「地区整備計画の区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

注) 当該計画は告示時点（平成26年10月31日（市告第314号））時点の法令に基づいています。令和元年10月25日以降、「建築基準法施行令第135条の21」とあるのは「建築基準法施行令第135条の22」とします。

計 画 図




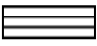



北春日丘二丁目

バス停
翠湖園

バス停
松沢池

松 沢 池

5・5・1 松沢池公園

凡 例	
	地区計画区域及び地区整備計画区域
	地区施設道路1号 (6.0m)
	地区施設道路2号 (7.7m)
	地区施設歩行者専用道路 (2.5m)
	地区施設公園 (約250㎡)

